

三重県公共工事共通仕様書 (平成 18年 7月)正誤表

第 1編 共通編

ページ	条	誤	正
P1-5	1-1-6	<p>7 . 請負者は、予定価格500万円以上2,500万円未満（建築工事にあつては予定価格が1,500万円以上5,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等は係るものを除く）において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。</p>	<p>7 . 請負者は、請負金額500万円以上2,500万円未満（建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上5,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等は係るものを除く）において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。</p>